

○伊佐市小規模校入学特別認可制度に関する規則

平成20年11月1日

教育委員会規則第22号

改正 平成24年3月21日教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊佐市立小・中学校通学区域に関する規則(平成20年伊佐市教育委員会規則第17号)第4条第2号の規定に基づき、市内に住所を有する者で、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした学習を希望する児童及び保護者に対し、特別に入学又は転入学を認め、児童の心身の健康増進と豊かな人間性を培うとともに小規模校の活性化を図ることを目的として、伊佐市小規模校入学特別認可制度(以下「特認校制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 特認校制度の指定は、3学級以下の極小規模校を基準とし、学校長からの要請に基づき、伊佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するものとする。

(指定校及び所在地)

第3条 指定校及び所在地は、次のとおりとする。

指定校	所在地
伊佐市立羽月北小学校(※休校中)	伊佐市大口白木1354番地37
伊佐市立南永小学校	伊佐市菱刈南浦1002番地5

(平24教委規則11・一部改正)

(入学又は転入学の条件)

第4条 入学又は転入学を希望する児童及び保護者は、次の条件を満たすものとする。

(1) 児童

ア 伊佐市内に居住すること。

イ 原則として1年以上を通年通学すること。

ウ 原則として自力通学できること(路線バス通学及び保護者の送迎を含む。)

エ 通学時間が片道1時間以内であること。

オ 入学又は転入学することにより、入学すべき学校又は現在在学している学校の学級減を生じないこと。

カ その他教育委員会が特別の事由があると認める場合

(2) 保護者

ア 児童の登下校の安全の確保、学校の教育活動への協力及びPTA活動への協力ができること。

イ 児童が住所を有する自治会の子ども会等へ参加し、協力ができること。

(申込み)

第5条 指定校に入学又は転入学を希望する児童の保護者(以下「申込者」という。)は、小規模校入学特別認可制度入学・転入学申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 申込期間は、入学又は転入学しようとする前の年度の12月末日までとする。

(許可)

第6条 教育委員会は、前条の申込書を受理したときは、速やかに内容等を審査し、入学又は転入学しようとする前の年度の1月末日までに、審査結果を小規模校入学特別認可制度入学・転入学許可通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(取消し)

第7条 教育委員会は、入学又は転入学を許可した後、次のいずれかに該当する場合、入学又は転入学を取り消すことができる。

(1) 申込みの事実と異なっていた場合

(2) 特認校制度の趣旨に合わず、学校教育活動に支障が生じた場合

(庶務)

第8条 特認校制度についての庶務は、教育委員会学校教育課で行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、特認校制度の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大口市小規模校入学特別認可制度実施要綱(平成17年大口市教育委員会告示第6号)又は菱刈町小規模校入学特別認可制度に関する規則(平成14年菱刈町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月21日教委規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。